

日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
の制定について

日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定するものとする。

令和 2 年 6 月 4 日提出

日立市長 小 川 春 樹

---

(提案説明)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、  
消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を改める等のため、本条例を制  
定するものであります。

## 日立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日立市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の日立市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（適用区分）

- 2 改正後の条例第5条第2項第2号の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び傷病補償年金等については、なお従前の例による。